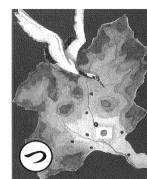




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号外(第11号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 2
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 4
- 群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則 4
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 4
- 群馬県職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 4
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 5
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 5
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 5
- 群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 5
- 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 5



三、九一〇円	二、六二〇円	二、〇六〇円	一、五〇〇円	三、三三〇円	二、七七〇円	二、二一〇円	一、六四〇円	一、〇八〇円	二、九二〇円	二、三五〇円	一、七九〇円	一、二三〇円	六六〇円	二、五〇〇円	一、九四〇円	一、三七〇円	八一〇円	二五〇円	二、〇八〇円	一、五二〇円	九六〇円	三九〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	------	------	--------	--------	------	------

を

四、五四〇円	三、九六〇円	三、三八〇円	二、〇五〇円	三、八七〇円	三、二九〇円	二、七一〇円	二、一三〇円	一、五六〇円	三、三八〇円	二、八〇〇円	二、二二〇円	一、六四〇円	一、〇六〇円	二、八八〇円	二、三〇〇円	一、七二〇円	一、一五〇円	五七〇円	二、三九〇円	一、八一〇円	一、二三〇円	六五〇円	七〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	------	-----

に改め、七十二キロメートル以

一五、八四〇円	一四、七九〇円	一四、二三〇円	一四、五七〇円	一四、〇〇〇円	一二、八七〇円	一二、三一〇円	一一、七四〇円	一二、〇八〇円	一〇、八七〇円	一〇、三〇〇円	九、七四〇円	九、一八〇円	八、七六〇円	八、二〇〇円	七、六四〇円	七、〇七〇円	五、六一〇円	五、九五〇円	五、三八〇円	四、八二〇円	三、二〇〇円	二、六三〇円	四、四七〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一六、九八〇円	一六、四〇〇円	一五、八二〇円	一五、六四〇円	一五、〇六〇円	一四、四九〇円	一三、九一〇円	一二、七六〇円	一三、〇八〇円	一二、五〇〇円	一一、九二〇円	一〇、六八〇円	一〇、一〇〇円	一〇、四二〇円	九、八五〇円	八、五〇〇円	七、九二〇円	七、三四〇円	七、六六〇円	六、一五〇円	五、五七〇円	四、九九〇円	四、四一〇円	五、一二〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一六、四〇〇円
一六、九六〇円
一七、五三〇円
一八、五三〇円
一九、〇九〇円
一九、六六〇円
二〇、二二〇円
二一、一六〇円
二一、七三〇円

一七、五六〇円
一八、五七〇円
一九、一五〇円
一九、七三〇円
二〇、三〇〇円
二一、二七〇円
二一、八五〇円
二二、四三〇円
二三、〇一〇円

上七十三キロメートル未満の項及び七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満の項を削り、「七十四キロメートル以上」を「七十二キロメートル以上」に、「二四一円」を「一四八円」に、「十二・七」を「十二・九」に、「一八、二〇〇円」を「一八、〇四〇円」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

**群馬県人事委員会規則第十一号**

**職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一企業局の部県庁の項中「次長」を「水道調整主監 次長 専門官」に改め、同部地域機関の項中「係長」を「係長 管理総合事務所高浜支所長(総括) 管理総合事務所高浜支所長」に、「吾妻発電事務所湯川支所長 団地総合事務所前橋支所長(総括) 団地総合事務所前橋支所長」を「吾妻発電事務所湯川支所長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

**群馬県人事委員会規則第十二号**

**群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則**

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則(昭和三十九年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「高崎警察署権田駐在所」を「高崎北警察署権田駐在所」に、

「吾妻郡東吾妻町大字岩下三〇〇

吾妻警察署岩下駐在所

吾妻郡東吾妻町大字厚田一九八六の四

畜産試験場吾妻肉牛繁殖センター

吾妻郡東吾妻町大字岩下三〇〇

吾妻警察署岩下駐在所

吾妻郡東吾妻町大字岩下三〇〇

吾妻警察署岩下駐在所

吾妻郡東吾妻町大字岩下三〇〇

吾妻警察署岩下駐在所

改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

**群馬県人事委員会規則第十三号**

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事事務部局の項中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に「グリーンイノベーション推進監」を加え、「システム管理係長」を「基幹システム係長」に、「給与・旅費係長」を「給与・旅費係長 集中化推進係長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

**群馬県人事委員会規則第十四号**

## 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「次に掲げる公署」を「第二条の人事委員会が指定する公署のうち人事委員会が指定するもの」に改め、第一号及び第二号を削る。

第四条第二項の表及び同条第四項第一号中「第三条の二各号に掲げる」を「第三条の二に規定する人事委員会が指定する」に改める。

別表の二の表を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

## 群馬県人事委員会規則第十五号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(平成元年群馬県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表職員採用I類試験の項から職員採用III類試験の項までの規定中「設備」を「電機」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

## 群馬県人事委員会規則第十六号

群馬県職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特地勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「又は畜産試験場吾妻肉牛繁殖センター」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

## 群馬県人事委員会規則第十七号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

第七条中「第二十八条第二号ロ」を「第二十八条第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

## 群馬県人事委員会規則第十八号

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 グリーンイノベーション推進監

第十四条第二号中「技監及び課長並びに」を「課長、同条第二項に規定する技監及び」に改める。

第二十二条中「第六条第十一号」を「第六条第十二号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

## 群馬県人事委員会規則第十九号

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則  
 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第  
 五号)の一部を次のように改正する。  
 別表第五中

二、〇〇〇円
二、五三〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
四、二二〇円
四、七九〇円
五、三五〇円
六、五〇〇円
六、五〇〇円
七、〇四〇円
七、六〇〇円
八、一七〇円
八、九〇〇円
九、二九〇円
九、八六〇円
一〇、四二〇円
一〇、九八〇円
一一、五五〇円
一二、一一〇円
一二、六七〇円
一三、二四〇円

二、〇三〇円
二、六〇〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
四、三四〇円
四、九二〇円
五、五〇〇円
六、五〇〇円
六、六六〇円
七、二四〇円
七、八一〇円
八、三九〇円
八、九七〇円
九、五五〇円
一〇、一三〇円
一〇、七一〇円
一一、二九〇円
一一、八七〇円
一二、四五〇円
一二、〇二〇円
一三、六〇〇円

一三、八〇〇円
一四、三六〇円
一四、九三〇円
一五、四九〇円
一六、〇五〇円
一六、六二〇円
一七、一八〇円
一七、七四〇円
一八、三一〇円
一八、八七〇円
一九、四三〇円
二〇、〇〇〇円
二〇、五六〇円
二一、一二〇円
二二、四一〇円
二二、九七〇円
二三、五三〇円
二四、一〇〇円
二五、七二〇円
二六、二八〇円
二六、八五〇円
二七、四一〇円
二八、八七〇円
二九、四四〇円

を

一四、一八〇円
一四、七六〇円
一五、三四〇円
一五、九二〇円
一六、五〇〇円
一七、〇八〇円
一七、六六〇円
一八、二四〇円
一八、八二〇円
一九、三九〇円
一九、九七〇円
二〇、五五〇円
二一、一三〇円
二二、四六〇円
二三、〇四〇円
二三、六二〇円
二五、三一〇円
二五、八九〇円
二六、四七〇円
二七、〇五〇円
二八、五六〇円
二九、一四〇円
二九、七二〇円
三〇、三〇〇円

に改め、七十二キロメートル以上

三〇、〇〇〇円	三〇、五六〇円	三一、八八〇円	三一、四四〇円	三三、〇〇〇円	三三、五七〇円	三四、七八〇円	三五、三四〇円	三五、九一〇円	三六、四七〇円	三七、六〇〇円	三八、一七〇円	三八、七三〇円	三九、二九〇円	四〇、三四〇円	四〇、九〇〇円	四一、四六〇円	四一、〇三〇円	四三、〇三〇円	四三、五九〇円	四四、一六〇円	四四、七二〇円	四五、六六〇円	四六、二三〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

三一、六五〇円	三一、二二〇円	三一、八〇〇円	三三、三八〇円	三四、六二〇円	三五、二〇〇円	三五、七八〇円	三六、三六〇円	三七、五一〇円	三八、〇九〇円	三八、六六〇円	三九、二四〇円	四〇、三二〇円	四〇、九〇〇円	四一、四八〇円	四二、〇六〇円	四三、〇七〇円	四三、六五〇円	四四、二三〇円	四四、八〇〇円	四五、七七〇円	四六、三五〇円	四六、九三〇円	四七、五一〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

七十三キロメートル未満の項及び七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満の項を削り、「七十四キロメートル以上」を「七十二キロメートル以上」に、「二四一円」を「二四八円」に、「十二・七」を「十二・九」に、「六、三〇〇円」を「六、四六〇円」に改める。 別表第六中	二〇〇円	二二〇円	二五〇円	三一〇円	三一〇円	三二〇円	三三〇円	三六〇円	三九〇円	四二〇円	四四〇円	四七〇円	五〇〇円	五二〇円	五五〇円	五八〇円	六〇〇円	六三〇円	六六〇円	六八〇円	七一〇円	七四〇円
	二二〇円	二三〇円	二六〇円	三一〇円	三一〇円	三二〇円	三四〇円	三七〇円	四〇〇円	四三〇円	四五〇円	四八〇円	五一〇円	五四〇円	五七〇円	五九〇円	六二〇円	六五〇円	六八〇円	七〇〇円	七三〇円	七六〇円

一、五四〇円	一、五二〇円	一、四六〇円	一、四三〇円	一、四〇〇円	一、三七〇円	一、三一〇円	一、二八〇円	一、二五〇円	一、二二〇円	一、一五〇円	一、一二〇円	一、〇九〇円	一、〇七〇円	一、〇一〇円	九八〇円	九五〇円	九三〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八二〇円	七九〇円	七六〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

を

一、五九〇円	一、五六〇円	一、五三〇円	一、五一〇円	一、四四〇円	一、四二〇円	一、三九〇円	一、三六〇円	一、二九〇円	一、二六〇円	一、二三〇円	一、二一〇円	一、一二〇円	一、一〇〇円	一、〇七〇円	一、〇四〇円	九八〇円	九五〇円	九二〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八一〇円	七九〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------

に改め、七十二キロメートル以上

一、五七〇円	一、六〇〇円	一、六六〇円	一、六八〇円	一、七一〇円	一、七四〇円	一、七九〇円	一、八二〇円	一、八四〇円	一、八七〇円	一、九二〇円	一、九五〇円	一、九七〇円	二、〇〇〇円	二、〇五〇円	二、〇八〇円	二、一〇〇円	二、一三〇円	二、一七〇円	二、二〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一、六五〇円	一、六八〇円	一、七〇〇円	一、七三〇円	一、七九〇円	一、八一〇円	一、八四〇円	一、八七〇円	一、九二〇円	一、九五〇円	一、九八〇円	二、〇〇〇円	二、〇五〇円	二、〇八〇円	二、一一〇円	二、一三〇円	二、一八〇円	二、二二〇円	二、二三〇円	二、二六〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

七十三キロメートル未満の項及び七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満の項を削り、「七十四キロメートル以上」を「七十二キロメートル以上」に改める。

附則  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。



---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---